

清和台地区

保存版

「地区防災計画」

発災時対応マニュアル

— 備えよう, この手で —



清和台地区自主防災会
清和台コミュニティ協議会
清和台自治会

〈 2021年 3月 発行 〉

目 次

	ページ
「はじめに」	1
第1章 清和台地区にお住まいの皆さんへ	2
1. 想定される災害	2
2. 災害発生前にやっておくべきこと	2
(1) 川西市の地震の危険性～巨大地震は目前まで迫っている～	2
(2) 揺れが起こる前に地震発生を知るには?	3
(3) 地域の皆さんが普段から備えておきたいこと	3
《資料》 一時(いつとき)避難場所・公的避難所	4
災害対応基本フロー	5
第2章 第1次災害対策本部の設置・運営について	7
(1) 設置基準	7
(2) 設置場所	7
(3) 本部要員(構成員)の招集・参集について	7
(4) 本部の組織編成および運営	7
(5) 災害時要援護者と支援者について	9
災害時の要援護者安否確認と対応フロー	10
付録	
災害時伝言ダイヤルページ	11
災害用伝言板サービス	12
AEDとは	14
AED配置リスト	15
災害時における関係機関リスト	16
一時避難所マップ	17

はじめに

平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」では、公的救援・救出などの到達が遅れ、救出された生存者の90%以上が地域や隣近所の人々によって、救出救助されたと報告されています。

これを教訓として、兵庫県では、平成8年に県下小学校区に「自主防災会」を組織することとなり、清和台地区においても、平成8年に西地区、平成11年に東地区に「自主防災会」が発足、平成15年に東西防災会を統一し、「清和台地区自主防災会」（以下、自主防災会という）に改組して、現在にいたっています。

「自主防災会」では、各種防災訓練やセミナーなどを開催、また、子どものころから防災意識を持ってもらおうと、「子ども防災クラブ」を開校するなど、「自分の身は自分で守る」を合言葉に、防災・減災意識向上の啓発活動を推進しています。

最近、清和台でも、平成26年の台風18号による、がけ崩れや、震度5弱の大阪北部地震や記録的大雨による被害が身近に発生しています。

また、南海トラフ巨大地震の発生確率が、今後30年以内に70%以上と危惧されているなか、大災害が発生したときに、「自主防災会」が実際に機能する組織であることが求められます。実際に機能する「自主防災会」とするために、国が推奨している「地区防災計画」の一環として、「災害発生時対応マニュアル」を作成し、住民に周知徹底をはかると共に、住民の発災時の指針とします。



平成7年1月17日撮影
阪神・淡路大震災
川西市南花屋敷 住宅被害



平成7年1月17日撮影
阪神・淡路大震災
川西市栄根 住宅被害

第1章 清和台地区にお住まいの皆様へ

1. 清和台の想定される大災害

清和台地区は豊かな自然に恵まれた、高台に住宅が立っており、大きな災害はない、安全で安心だと思っている方が多いと思いますが、昨今の異常気象などもあり、如何なる災害が発生するか予断を許さない状況です。

- (1) 大雨や台風による水害に関しては、下水管（雨水）の処理能力を超えるような降雨のときは、水路等から水が溢れる内水が想定されるものの、石道地区の一部を除いて、河川の越水による浸水の危険性は低いといえます。
- (2) 大雨による「土砂・がけ崩」に関しては、清和台周辺の「のり面・傾斜緑地」などに土砂・がけ崩れの危険箇所があり、最近数箇所が発生しています。更に大規模な「土砂・がけ崩れ」災害の発生が想定されます。
(川西市防災マップを参照)
- (3) 台風・強風により、老朽化した家屋や立ち木の倒壊などが想定され、また、清和台は木造1戸建てが多く、異常気象条件時に火災が発生すると大火災となり、被害が大きくなることが想定されます。
- (4) 地震による災害に関しては、
先の大阪北部地震では、川西でも震度5弱でした、南海トラフ地震が発生すると、清和台でも震度6弱程度の揺れが予想されています、耐震性の弱い家屋の倒壊、また屋内の家具の転倒や窓ガラスが割れるなどによる人的被害、水道・ガス・電気などのライフラインが利用できないことによる被害拡大が想定されます。
上記から、今回の「マニュアル」では近い将来必ず発生するといわれている巨大地震災害を主に想定して作成しています。

2. 災害発生前にやっておくべきこと

(1) 川西市の地震の危険性～巨大地震は目前まで迫っている

わが国は、地震大国であり、世界中で発生している地震の約2割が、日本で起こっています。

地震は予知することができません。いつ発生してもおかしくない

巨大地震に備え、日ごろから防災・減災の対策を行うことが重要です。

(2) 揺れが起こる前に地震発生を知るには？

緊急地震速報は地震の揺れが来る数秒前にテレビ・ラジオや携帯電話などを通して知らせる速報です。普段から緊急地震速報が流れた場合に備えて、室内の安全な場所の確認などを行っておきましょう。

(地震の発生場所によっては、揺れが先に起こることがあります。)

ラジオ・テレビや携帯電話で緊急地震速報が発表されたら



(3) 地域の皆さんが普段から備えておきたいこと

- ① 日ごろ、隣近所でお互いの顔が見えるお付き合いをしよう！

災害の時は、声を掛け合い、助け合えるのは、「向う三軒両隣」で日ごろからのお付き合いを密にしておくことが大切です。



- ② 情報収集方法の確認をしておこう！

発災時の避難に関する情報や、台風・大雨などの災害予想できる場合には正しい情報を得ることが重要です。

情報収集方法を確認しておこう。

携帯電話を持っている方は、台風や避難情報などがメール配信される「かわにし安心ネット」に加入しておきましょう。

- ③ 非常持ち出し袋の準備をしておこう！

飲料水・常備薬・現金・非常食・ラジオ・懐中電灯・着替えなどの必需品

- ④ 一時（いつとき）避難場所の確認をしておこう！

避難指示などが発令されたとき、地震で家屋倒壊などの被害を受け、身の危険を感じたときは、自分たちの一時（いつとき）避難場所を日ごろから確認しておこう。（一時避難場所は、P.4 参照）

避難後は、災害対策本部・避難誘導班員・民生委員の指示に従ってください。

- ⑤ 防災訓練・防災講座などに参加しよう！

日ごろからやっていないことは、万一の災害時に絶対に出来ないといわれています。地域では災害時の初動対応の向上などを目的とした、防災訓練・講座などを行っています。皆さんできるだけ参加しましょう。

《資料》 一時(いつとき)避難場所 (最寄りの公園)

清 和 台 東	中央スポーツ公園・・・(東3-1-3) 清水谷公園・・・・・・・・(東1-2-59) 上大畑公園・・・・・・・・(東2-3-5) 下大畑公園・・・・・・・・(東2-3-57) ヒゼンコ公園・・・・・・・・(東4-3-1) 雨堤公園・・・・・・・・(東5-1-78) 四季の小径・・・・・・・・(東4-4-1) 猪名川溪谷公園・・・・(東4-19-9)
清 和 台 西	東池公園・・・・・・・・(西1-3-49) 天神公園・・・・・・・・(西1-1-23) 北谷公園・・・・・・・・(西1-6-49) オアシス西公園・・・・(西3-1-1) 中山公園・・・・・・・・(西2-3-25) 西駒谷公園・・・・・・・・(西4-3-166) ショガ平公園・・・・(西5-1-97)
石道、ライオンズマンション・・・ 石道公園 虫生、赤松・・・・・・ 北谷公園又は中山公園 柳谷、阿津知平・・・・ 竹中工務店グラウンド	



公的避難所

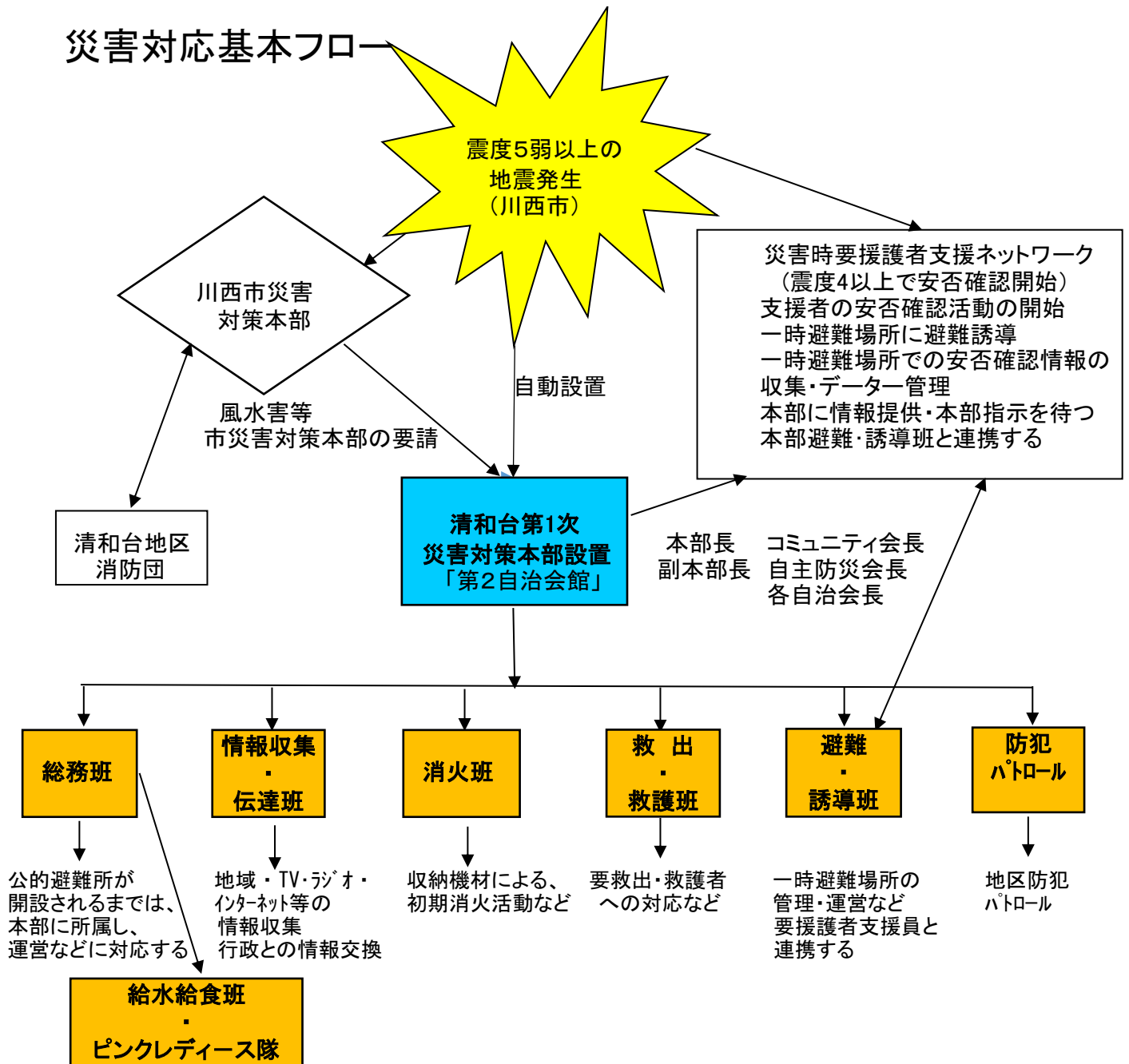
清和台南小学校 (西5-1-2)	☎ 799-1254
清和台小学校 (東2-2-2)	☎ 799-0730
清和台幼稚園 (東2-3-4)	☎ 799-0520
清和台公民館 (西3-1-7)	☎ 798-1280
清和台中学校 (西2-3-57)	☎ 799-3418

※ 被災状況により、全てこの避難所が開設されるとは限りません。
※ 地震の発生時、すぐに小学校などの公的避難所に行っても、鍵が開いてない・安全確認が出来ずに開所されていない場合があります。

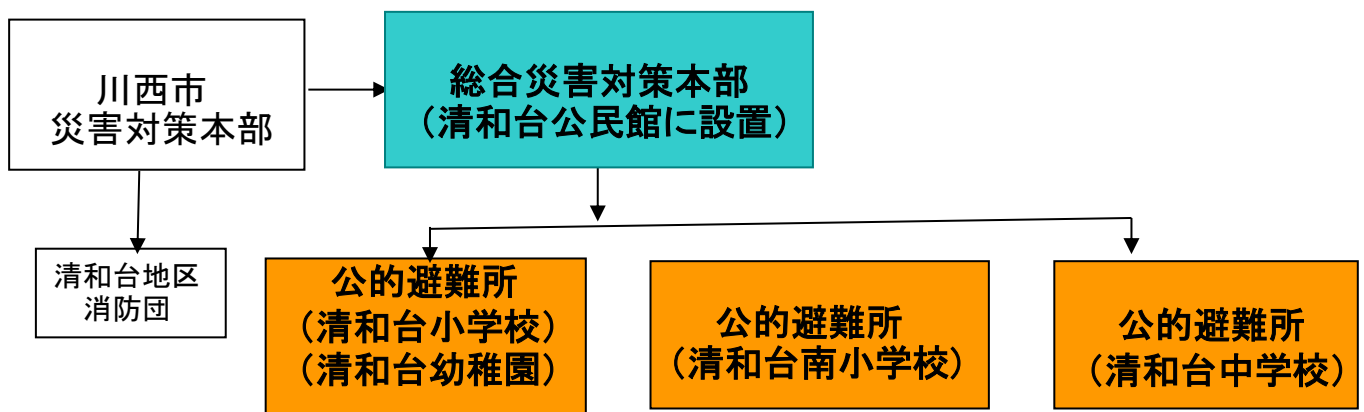
まず、最寄りの一時避難場所に「非常持出リュック」や最小限度必要なものを持って近隣住民の方と避難してください。

自治会班長は一時避難場所に参集し、班長の中でリーダーを決めて、一時避難場所の状況・情報を集約し、災害本部に報告し、その後の指示を待つ。

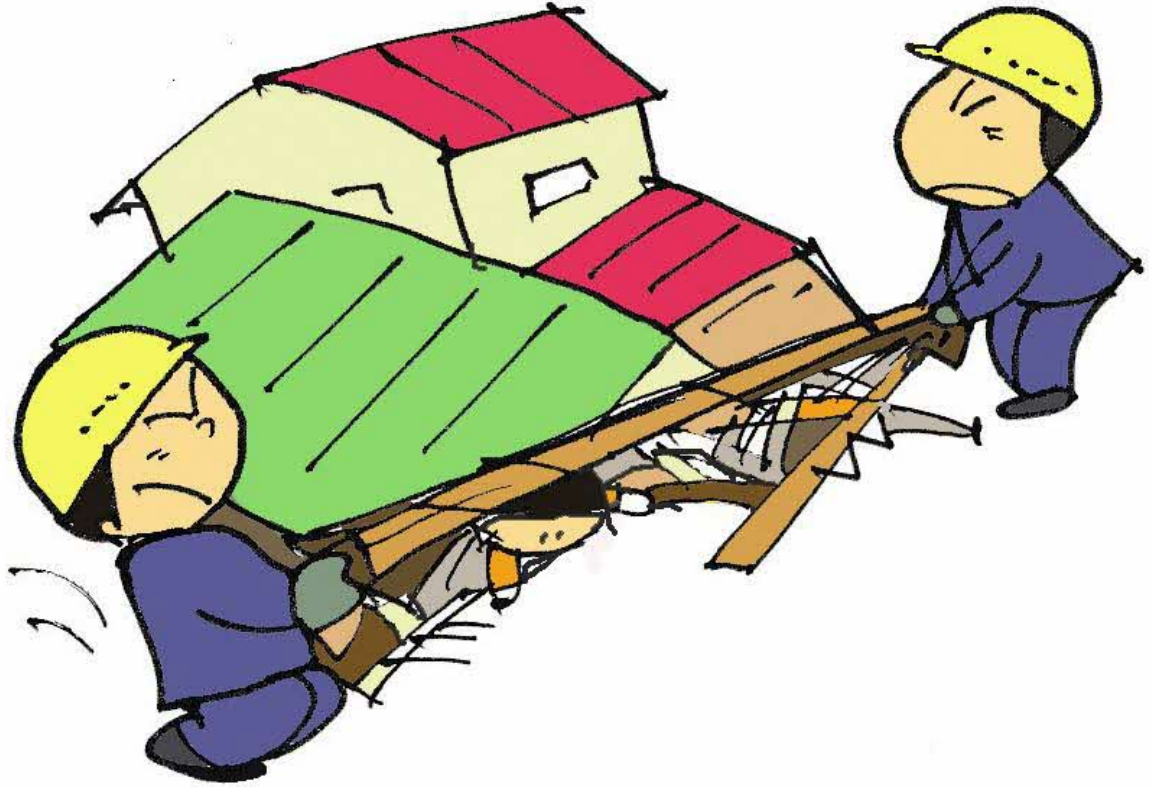
災害対応基本フロー



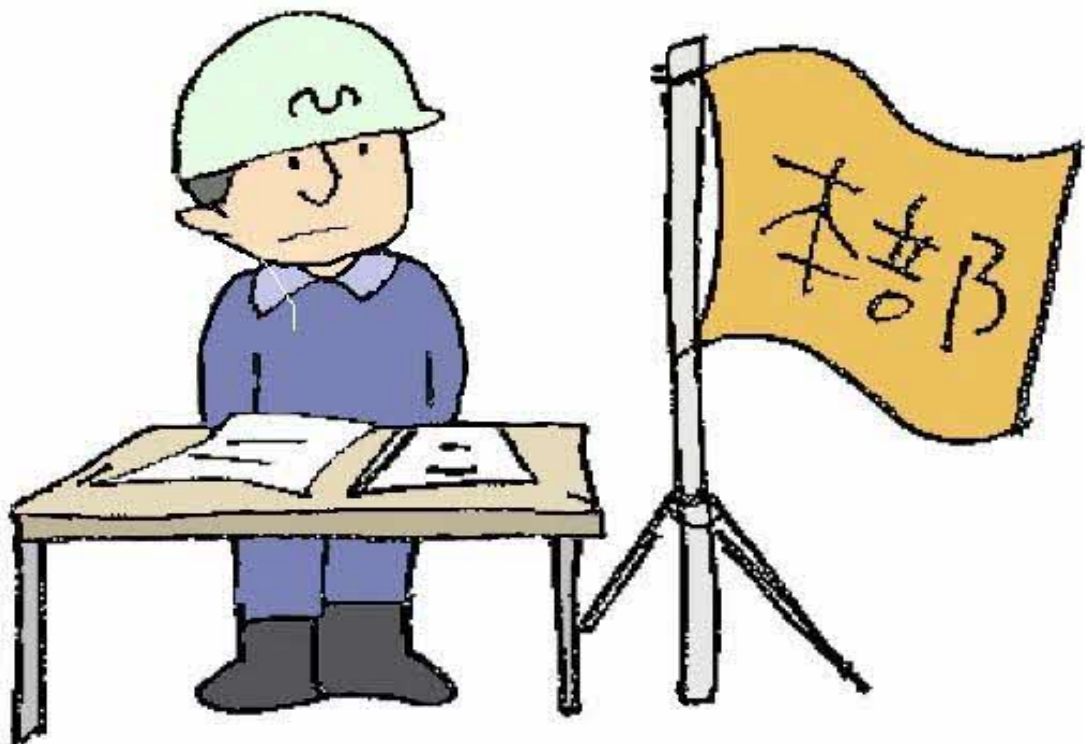
行政・公的各機関の地域援助が可能になるか、避難所の開設が宣言されたときは、「総合災害対策本部」を設置し、第1次災害対策本部から人員・活動を順次移行する。



総合災害対策本部に移行後は、「清和台避難所運営マニュアル」に基づき、管理と運営を行う。



家屋倒壊



清和台災害対策本部

第2章 第1次災害対策本部の設置・運営について

(1) 設置基準

- ① 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ② 台風・大雨・地震などで、川西市災害対策本部より防災組織の設置要請のあったとき。

注意： 上記基準でコミュニティ会長または自主防災会長（各会長が罹災したときはその代理・代行者）が第1次災害対策本部の設置を宣言する。

(2) 設置場所

第2自治会館（清和台西2-1-83 電話 799-1306）に設置する。（第2自治会館が罹災したときは、第1自治会館とする。）

この本部は、第一次災害対策本部の位置付けであり、予後の状況により、または、必要となったときは、「清和台地区総合災害対策本部」を清和台公民館に設置し、第1次災害対策本部の活動を移管し、「避難所設営・運営マニュアル」などと連携して活動する。

(3) 第1次災害対策本部要員（構成員）の招集・参集について

- ① 防災会総会資料に記載されている、「自主防災会組織構成・委員」に基づいて構成される。
- ② 構成員は、各自の安全を確認後、直ちに第2自治会館の「第1次災害対策本部」に徒歩または自転車など（自動車禁止）で参集し、検温のうえ、受付表に氏名などを登録する。各班の班長・副班長の指示により行動する。
- ③ 構成員は出来るだけ、構成員以外の協力者などの人材を勧誘・参画を依頼し、本部にて受付・検温の上、上級者が各班への割り振りを指示する。（発熱者は本部に報告し、指示を仰ぐ。）

(4) 第1次災害対策本部の組織編成および運営

① 本部

本部長 コミュニティ会長 または、自主防災会会長
副本部長 自主防災会会長、各自治会会長
または、コミ副会長、

情報収集伝達班や各班からの被災状況および市当局等公共機関からの情報を集約し、災害対策の総括を行なうとともに、各機関・班などの指揮・連絡・調整を行なう

② 総務班

班長	自主防災会事務長
副班長	自主防災会書記、清和台自治会事務局員
班員	ピンクレディース隊員 各校 PTA・子ども会役員、コミ／自治会会計

本部長以下、指揮・調整の指示により、本部運営・管理・受付(登録)・検温などと、下記を行う。

1. 火災発生情報に基づき、消火班への出動要請・指示する
2. 被災報告などに基づき、救出・救護班や避難・誘導班への出動要請・指示する。

「総合災害対策本部」設置のときは、班員は「給食・給水班員」として活動。

③ 情報収集・伝達班

班長	清和台自治会副会長（総務・広報）
副班長	コミ副会長（総務）、コミ総務部会長 防災会理事
班員	コミ総務部会員・自治会総務／広報部員・ 推進委員

住民・各班および市対策本部、その他関係機関からの情報を収集し、地区内の被災状況を掌握し、本部、総務班に伝達する。
また、要援護者支援者（民生委員などを含む）からの情報をもとに安否確認の状況と被災している要援護者の有無を一元的に管理する。

④ 消火班

班長	清和台自治会副会長（体育・環境）
副班長	コミ体育／環境部会長、防災会理事
班員	コミ体育／環境部会員、自治会体育／推進委員

参集後、第1・2自主防災倉庫の簡易ポンプ・消火器など機材を搬出し、初期消火チームを編成し、総務班の指示で、火災現場に出動し、防火水槽などを活用し、初期消火活動を行う。
消化後は、直ちに本部（情報収集・伝達班）に報告し、次の指示を待つ。

⑤ 救出・救護班

班長	清和台自治会副会長（安全・会館運営）
副班長	コミ安全部会長、防災会理事
班員	コミ安全部会員、自治会安全/会館運営部員

参集後、第1・2自主防災倉庫の初期救出・救護対応機材で班を編成し、本部・総務班の指示で、地域として出来る範囲内での活動を行う。
活動後は本部（情報収集・伝達班）に報告し、次の指示を待つ。

⑥ 避難・誘導班

班長	自治会副会長（福祉・保健）
副班長	コミ福祉部会長、防災会理事
班員	コミ福祉部会員、自治会福祉・保健部員

本部で登録後、班を編成し各一時避難場所担当を決め、一時避難場所で、避難状況など情報収集をおこない、本部（情報収集・伝達班）に報告し次の指示を待つ。

公的避難所開設され次第、本部の指示で避難者を公的避難所へ誘導する。避難所では、避難所運営マニュアルに基づき対応する。

⑦ 防犯パトロール班

班長	自治会副会長（文教）
副班長	コミ文化部会長、
班員	文化部会員、文教部員、いきいき元気クラブ

地区内の防犯パトロールなどをおこなう。（各班より適宜応援）

(5) 災害時要援護者について

災害時に支援が必要であると想定される方々(要援護者)

「災害時要援護者」とは、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難な方や、一般的に一人暮らしや要介護の高齢者、障がい者（児）（肢体不自由、視覚・聴覚・言語・知的・精神・内部障害など）で、事前に行政へ「発災時に安否確認」の登録をしている方を言います。

民生委員・民生協力員などの要員

「災害時用援護者支援ネットワーク」に基づき、各自受け持ちの要援護者の安否確認・一時避難場所への避難誘導を避難・誘導班と連携して行う。

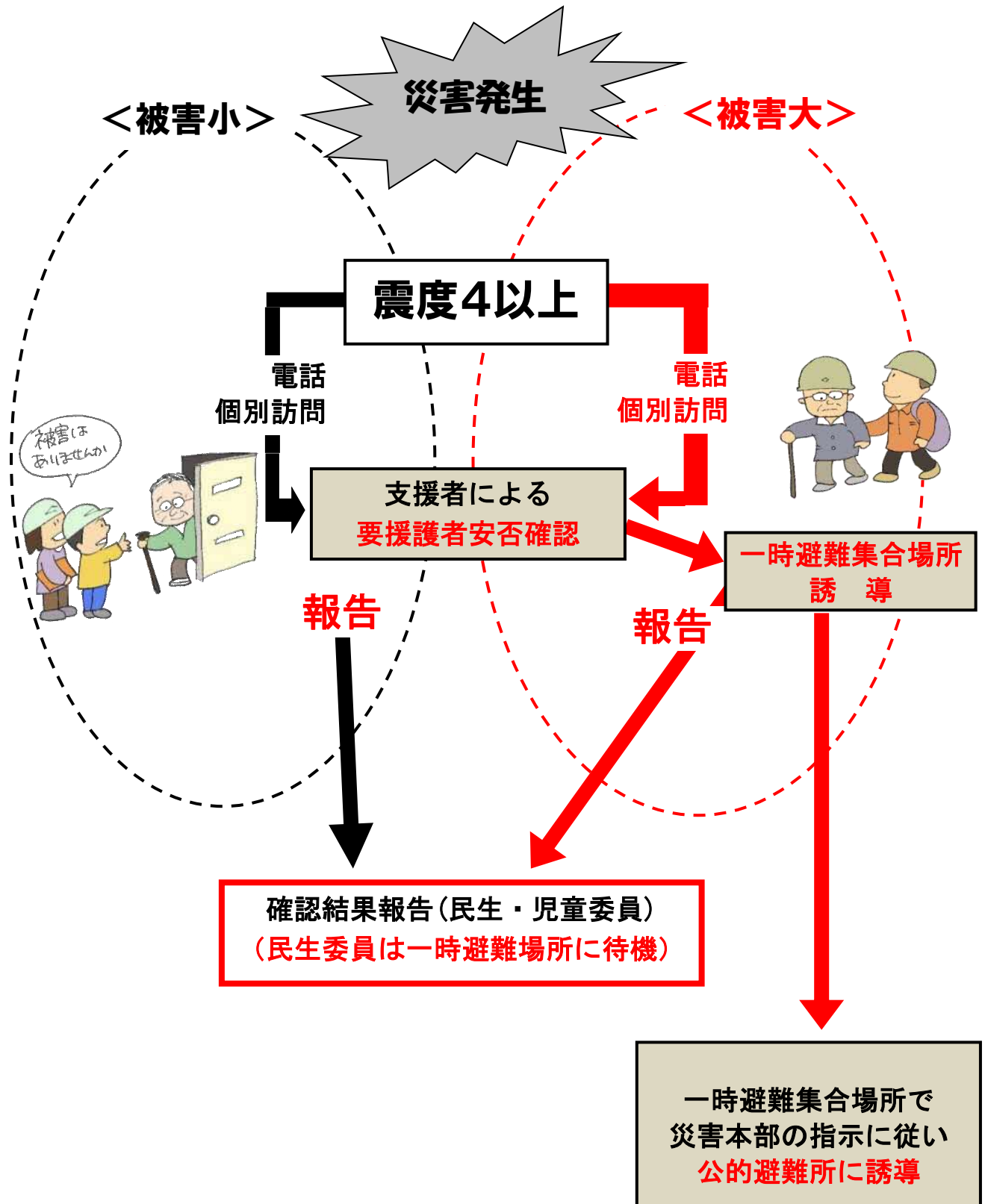
民生委員・民生協力員・支援者は

災害対策本部要員ではないが、要援護者・救護者などの情報収集・提供や公的避難所への避難誘導に協力する。

注意：各班が活動にあたり、2次災害の生じる恐れのあるときは、決して無理をせず、公的機関に援助を要請する。

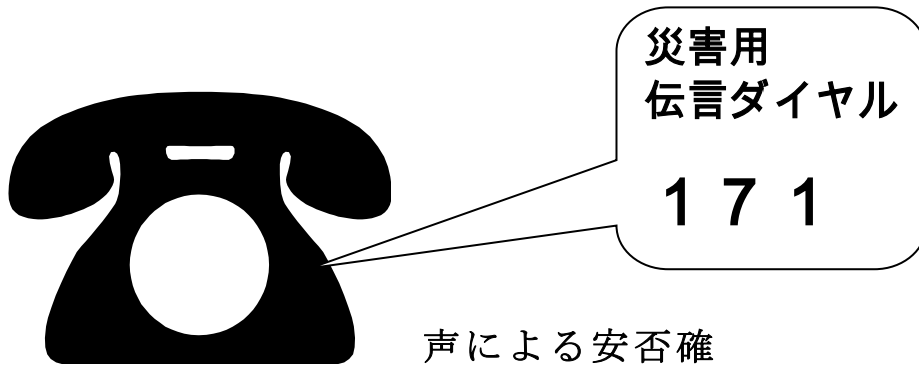


災害時の要援護者安否確認と対応フロー



災害時伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。



- ①電話の受話器をとる
- ②電話のダイヤル**1****7****1**を押す
- ③音声ガイダンスが流れます

伝言を録音する場合

- ④ダイヤル**1**を押す
- ⑤自宅の電話番号を押す
- ⑥伝言を録音する

伝言を聞く場合

- ④ダイヤル**2**を押す
- ⑤相手の電話番号を押す
- ⑥伝言を聞く

災害用伝言ダイヤルの利用にあたって

- ①被災地内での家族間、関係者間での連絡
- ②被災地の方から被災地外の関係者への連絡
- ③被災地外の関係者から被災地の方への連絡

3つのパターンの連絡が可能です。
録音時間は30秒以内、保存時間は48時間です。

災害用伝言板

災害用伝言板サービスとは、日本国内で震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、メッセージの伝言板の役割を果たすシステムで、各電話会社が提供するものです。

「災害用伝言板」(携帯電話の伝言板)の使用例

〈文字による安否確認方法〉

1 登録方法

①

災害用伝言板
被災地の方のみ情報の登録ができます。
登録
確認
解除
ご利用可能地域
ご利用方法

災害時に各携帯サイトに設置される「災害用伝言板」から登録を選択



②

伝言板登録
▼ 状態
 無事です。
 被害があります。
 自宅に居ます。
 避難所に居ます。
▼ コメント
(100字以内)
明日戻ります。
※登録情報確認の際登録されたお客様自身の携帯番号及び登録日時が表示されます。
※10件目以降は、登録済の古い順に上書きされます。
登録

安否状況を入力し、登録

③

伝言を登録しました
事前に登録したメールアドレスを送信しますか?
※登録通知メール送信の際、登録されたお客様自身の携帯電話番号が伝言板確認で表示されます。
転送
災害用伝言板通知
トップ画面へ

あらかじめ設定したアドレスあて送信


2 確認方法

①

災害用伝言板
被災地の方のみ情報の登録ができます。

登録
確認
削除

ご利用可能地域
ご利用方法




「災害用伝言板」から、「確認」を選択

②

伝言板確認
安否を確認したい人の携帯番号（〇〇〇契約者）を入力して検索ボタンを押して下さい。

携帯電話番号
090××××××・・

検索




安否情報へ
確認したい方の
電話番号を入力し、検索

③

伝言板確認
2008/01/17 23:43

無事です。
明日戻ります。

次へ
伝言一覧へ
トップ画面へ



最新の安否情報を選択し、確認

※ 携帯電話の会社や機種によって、利用方法が若干異なります。

※ 災害時伝言ダイヤル及び災害時伝言板は、災害時にサービスが開始されるものですが、会社によっては、毎月1日など体験サービスを実施しています。



AEDとは

AED は、Automated External Defibrillator の

頭文字をとったもので、日本語訳は自動体外式除細動器

といいます。小型の器械で、体外(裸の胸の上)に貼った

電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断します。

もし、心室細動という不整脈(心臓が細かくブルブル

ふるえていて、血液を全身に送ることができない状態)を起こしていれば、強い電

流を一瞬流して心臓にショックを与えること(電気ショック)で、心臓の状態を正常

に戻す機能を持っています。器械の電源を入れれば音声を使い方を順に指示し

てくれるので、誰でもこの器械を使って救命することができます。(電気ショックが

必要ない場合には作動しないようになっています。)



心肺蘇生法と AED の使用法



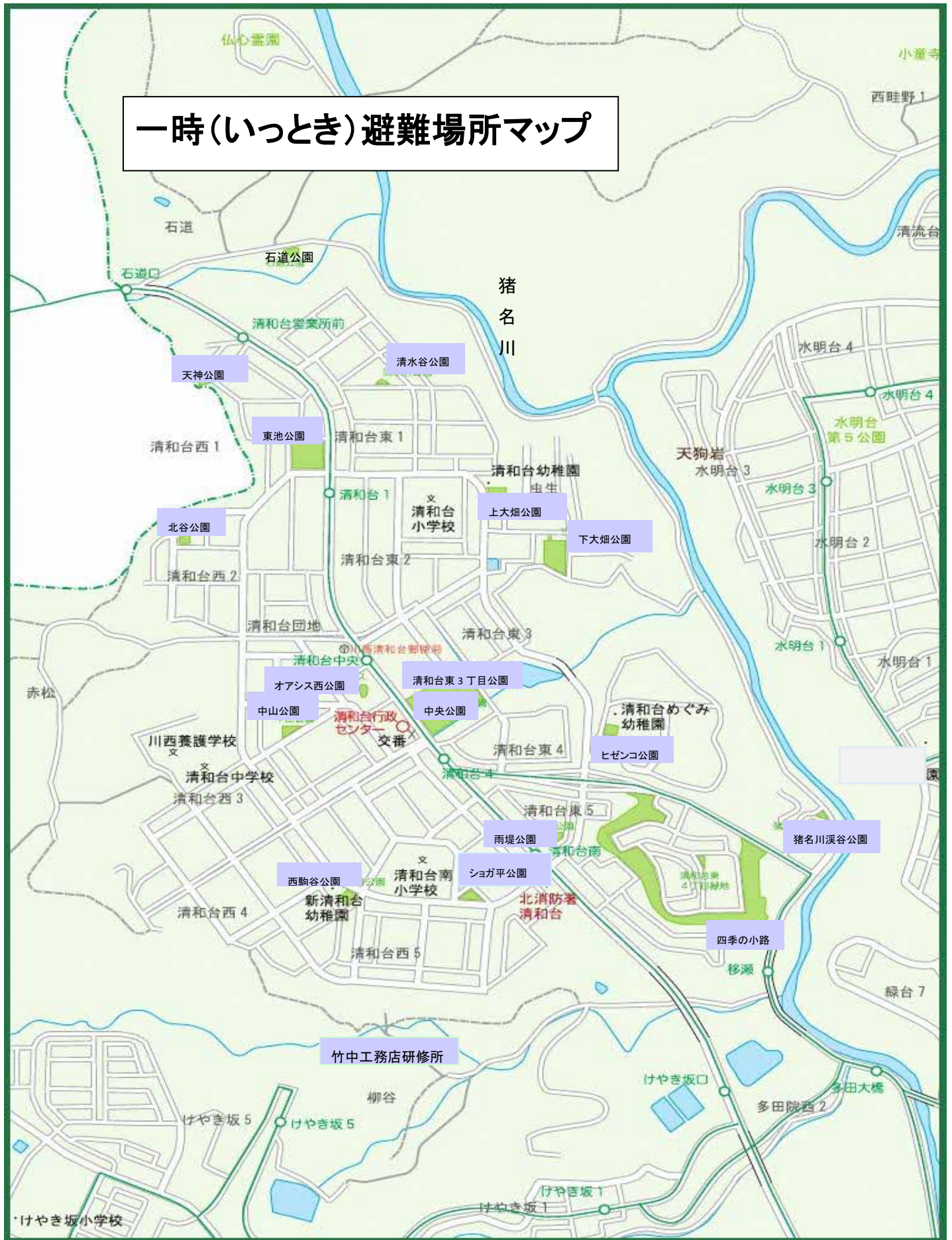
清和台地区AED配置リスト

	施設名	住所	設置場所
1	清和台公民館	西3丁目1-7	玄関ロビー
2	清和台幼稚園	東2丁目3-4	職員室内
3	清和台小学校	東2丁目2-2	職員室前廊下
4	清和台南小学校	西5丁目1-2	職員室
5	清和台中学校	西2丁目3-57	保健室
6	清和台中学校	西2丁目3-57	体育館前
7	川西養護学校	西2丁目3-81	玄関ロビー
8	川西消防署清和台出張所	西5丁目2-2	事務室
9	池田泉州銀行 清和台支店	東3丁目1-8	玄関ロビー
10	新清和台幼稚園	西4丁目3-165	職員室
11	老保 ウェルハウス清和台	東2丁目1-2	2階 詰所
12	特養 清和苑	東2丁目4-32	事務室
13	特養 やわらぎの里 清和台	東4丁目5-26	3階
14	特養 やわらぎの里 プラス館	東4丁目5-26	事務所
15	トナリエ2F デイサービスそらりお	東3丁目1-8	事務所
16	杉田クリニック	東5丁目1-13	院内内
17	河辺歯科	西2丁目2-5	診療室
18	島津歯科医院	東4丁目1-3	診療室
19	みずくろ歯科	東3丁目1-55	診療室
20	横田歯科	東1丁目4-117	診療室
20	吉田歯科医院	東3丁目2-2	診療室
21	トナリエ内	東3丁目1-8	警備室
22	トナリエ マスカット横	東3丁目1-8	エレベーター前
23	N.S.I清和台スポーツクラブ	東3丁目1-8	フロント、プール
24	清和台第2自治会館	西2丁目1-83	玄関ロビー
25	サングラウンドスポーツ21	東3丁目1-3	玄関

災害時における関係機関リスト

- ① 清和台自治会・清和台コミュニティ協議会・自主防災会
住所) 清和台西2-1-83 清和台第2自治会館内 **☎799-1306**
- ② 清和台公民館 (総合災害対策本部)
住所) 川西市清和台西2-1-7 **☎798-1280**
- ③ 清和台小学校 (指定避難所)
住所) 清和台東2-2-2 **☎799-0730**
- ④ 清和台幼稚園 (指定避難所)
住所) 清和台東2-2-82 **☎799-0520**
- ⑤ 清和台中学校 (指定避難所)
住所) 清和台西2-3-57 **☎799-3418**
- ⑥ 清和台福祉部会 (委員会)
民生・児童委員、民生主任児童委員 窓口
清和台自治会、ボランティア 助け合いネットワーク 窓口
住所) 清和台西2-1-83 清和台第2自治会館内 **☎799-2940**
- ⑦ 川西市災害時要援護者支援(川西市総務部危機管理室)
住所) 川西市中央町12-1 **☎740-1145**
- ⑧ 川西市社会福祉協議会
住所) 川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ **☎759-5200**
- ⑨ 川西市包括支援センター
住所) 川西市火打1-12-16 **☎755-7581**
- ⑩ 清和台包括支援センター
住所) 清和台東2-4-32 (清和苑内) **☎799-6200**
- ⑪ 川西市障がい者 (児) 地域生活・就業支援センター
住所) 川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ **☎758-6228**
- ⑫ 川西市警察署 **110**
住所) 川西市丸の内町2-1号 **☎755-0110**
- ⑬ 川西市北消防署清和台出張所 **119**
住所) 清和台西清和台西5-2-2 **☎799-0119**
- ⑭ 川西市ボランティア活動センター
住所) 川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ内 **☎759-5200**

一時(いつとき)避難場所マップ



編集後記

近い将来、発生するといわれる大災害、特に大地震を想定して、本書を作成しました。起こりうる事態を、出来るだけ多く想定しましたが、実際に大災害が起こったとき、想定外の事態が発生する可能性があると思われます。

それらの事態に臨機応変に対応していくことが、非常に大事なこととおもいます。

その為にも、本書の基本対応を住民全員が理解しておくことが重要であると思いますので、本書を熟読・理解していただくようお願いします。



発行

清和台地区自主防災会

川西市清和台西2-1-83(第2自治会館内)

TEL 799-1306 FAX 799-4104

発行月

令和3(2021)年3月